

議案第73号

公の施設の区域外設置に関する変更協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項の規定により、別紙変更協議書のとおり土浦市道I級42号線の一部をかすみがうら市の区域に設置することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

土浦市道 I 級 4 2 号線の区域外設置に関する変更協議書

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 3 第 1 項の規定により、土浦市道 I 級 4 2 号線の一部をかすみがうら市の区域に下記のとおり設置する。

令和 年 月 日

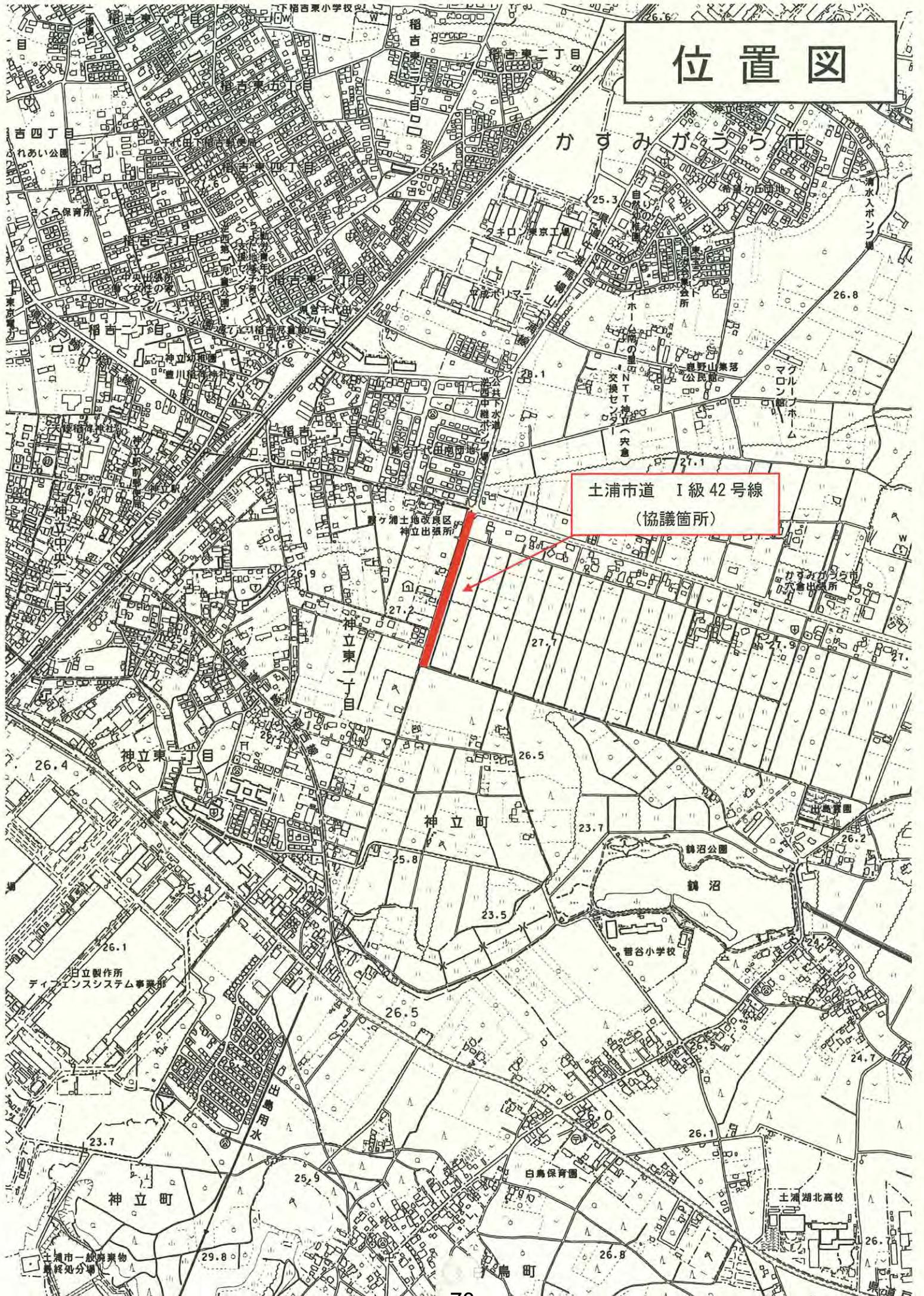
土 浦 市 長 安藤 真理子

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

記

- 1 施設の名称 土浦市道 I 級 4 2 号線
- 2 設置の場所 かすみがうら市宍倉 6 1 6 1 番 1 地先から
かすみがうら市宍倉 6 1 6 1 番 6 9 地先まで
- 3 位 置 図 別紙のとおり
- 4 経費の負担 道路施設の設置に関する経費については、両市が負担するものとし、その負担割合は、別に定めるものとする。
- 5 そ の 他 この協議書に定めのないことについては、その都度両市で協議を行い定めるものとする。

位置図



土浦市道 I級42号線
(協議箇所)

土浦市道Ⅰ級４２号線の整備に関する経費の負担について

「土浦市道Ⅰ級４２号線の区域外設置に関する協議書」に定める両市における経費の負担については、次のとおりとする。

1 経費支弁の方法

整備事業に必要となる経費は、土浦市の事業費、かすみがうら市の負担金及び国の交付金並びにその他の収入をもってこれに充てる。

2 負担割合

前項の負担金は、次の表に定めるところによる。

経 費 の 内 容	負 担 割 合
市道Ⅰ級４２号線整備事業に関する経費及びこれらに付帯する経費	両市それぞれの市域に属する事業地の面積比に相当する割合 土 浦 市：１００分の８０ かすみがうら市：１００分の２０
その他の経費（補償算定費等）	土浦市が負担する。

3 負担金の支払

かすみがうら市は、当該年度に負担すべき費用を前項の表に定める負担割合に基づき、土浦市の請求により、速やかに土浦市に支払うものとする。